

○議案第64号 守口市水道条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、先ほどの下水道条例の一部改正と同じく、平成26年4月1日から、消費税等の税率が変更されるため、水道料金等の算定に関する規定を改めるとともに、受水槽や直結増圧装置を有する中高層建築物について、使用者等が設置したメーターのうち、水道事業管理者が定める基準に適合すると認めるものについては、各戸検針・請求することができるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、各戸検針の対象となる集合住宅の居住者、管理組合に対し、基準等の制度変更について、十分に説明をされるよう意を配されたいこと。また、今後、各戸検針による水道料金の徴収が増加することが見込まれることから、徴収体制や子メーター設置に係る予算措置など制度変更への対応には万全を期されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、下水道条例の改正と同様に、議会の議決を経ず、消費税率の変更ができるようになるとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。